

防衛大臣
小 泉 進次郎 様

福生市議会
議 長 佐 藤 弘 治

横田基地対策特別委員会
委員長 清 水 義 朋

令和 9 年度防衛補助事業等の要望について

小暑の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当市における横田基地周辺対策事業に対して、深い御理解と御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私ども市議会では、横田基地に起因する様々な問題に対して、市民の生活環境の向上、整備・充実等を図るため、専心努力しているところであります。

つきましては、重要かつ緊急な令和 9 年度の障害防止工事等について別紙のとおり要望いたします。

御承知のとおり、福生市の行政面積の三分の一を占める横田基地は、市街化区域である人口密集地に所在しております。

また、在日米軍再編に伴い、平成 24 年 3 月には航空自衛隊横田基地が新設され、運用が開始されております。

更に、平成 30 年 10 月 1 日には、5 機の C V - 2 2 オスプレイが横田基地に正式配備され、令和 6 年頃までに計 10 機の配備となる計画になっていますが、令和 3 年 7 月には事前の情報提供がなされずに 6 機目が配備されております。

市街地上空では、昼夜を問わず C - 1 3 0 輸送機などによる低空での飛行訓練や大規模な人員降下訓練が行われている状況の中、令和 5 年 11 月には鹿児島県屋久島沖合において、横田基地所属 C V - 2 2 オスプレイ 1 機が墜落する事故が発生し、令和 7 年 11 月には降下訓練における米陸軍兵士の場外降着により建物の一部を破損させ、当該兵士が使用していたパラシュートの一部が落下する事故、さらに、その 2 日後にも福生市の公共施設内へのパラシュートの落下事故が発生しております。

市民の日常生活においては、常に航空機騒音に悩まされ、また、事故等への不安を抱えていることについて、多くの市民から苦情や抗議が寄せられており、市ではその対応に苦慮しております。

市議会としては、基地の運用については一定の理解をするところではありますが、令和 2 年 7 月 27 日、横田基地の基地機能強化に関する決議を可決しており、これら訓練等は周辺住民に多くの不安を与え、基地と地元自治体との関係に悪影響を及ぼすものであります。

このように、横田基地の存在は、市民生活に計り知れない騒音被害や事故等に対する不安を与えているのが現状であります。

何とぞ、当市の置かれている厳しい状況を御賢察いただき、要望いたします諸事案の実現方につき、より一層の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

防衛省北関東防衛局長
池 田 眞 人 様

福生市議会
議 長 佐 藤 弘 治

横田基地対策特別委員会
委員長 清 水 義 朋

令和 9 年度防衛補助事業等の要望について

小暑の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当市における横田基地周辺対策事業に対して、深い御理解と御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私ども市議会では、横田基地に起因する様々な問題に対して、市民の生活環境の向上、整備・充実等を図るため、専心努力しているところであります。

つきましては、重要かつ緊急な令和 9 年度の障害防止工事等について別紙のとおり要望いたします。

御承知のとおり、福生市の行政面積の三分の一を占める横田基地は、市街化区域である人口密集地に所在しております。

また、在日米軍再編に伴い、平成 24 年 3 月には航空自衛隊横田基地が新設され、運用が開始されております。

更に、平成 30 年 10 月 1 日には、5 機の C V - 2 2 オスプレイが横田基地に正式配備され、令和 6 年頃までに計 10 機の配備となる計画になっていますが、令和 3 年 7 月には事前の情報提供がなされずに 6 機目が配備されております。

市街地上空では、昼夜を問わず C - 1 3 0 輸送機などによる低空での飛行訓練や大規模な人員降下訓練が行われている状況の中、令和 5 年 11 月には鹿児島県屋久島沖合において、横田基地所属 C V - 2 2 オスプレイ 1 機が墜落する事故が発生し、令和 7 年 11 月には降下訓練における米陸軍兵士の場外降着により建物の一部を破損させ、当該兵士が使用していたパラシュートの一部が落下する事故、さらに、その 2 日後にも福生市の公共施設内へのパラシュートの落下事故が発生しております。

市民の日常生活においては、常に航空機騒音に悩まされ、また、事故等への不安を抱えていることについて、多くの市民から苦情や抗議が寄せられており、市ではその対応に苦慮しております。

市議会としては、基地の運用については一定の理解をするところではありますが、令和 2 年 7 月 27 日、横田基地の基地機能強化に関する決議を可決しており、これら訓練等は周辺住民に多くの不安を与え、基地と地元自治体との関係に悪影響を及ぼすものであります。

このように、横田基地の存在は、市民生活に計り知れない騒音被害や事故等に対する不安を与えているのが現状であります。

何とぞ、当市の置かれている厳しい状況を御賢察いただき、要望いたします諸事案の実現方につき、より一層の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

横田基地周辺対策等要望事項

1 横田基地周辺対策の充実について

行政面積の3分の1を横田基地に提供している福生市は、都市計画上、地域振興等の面においてその発展を大きく阻害されている。所要の予算を確保し、以下の項目について一層の充実を図ること。

- (1) 防音機能復旧事業の採択については、調査時の騒音数値がたとえ低くても実際には常駐機や飛来機の騒音が基準値を超えることもある。

基地が存在する以上、今後、態様の変化はいつ起こるか分からない状況であるので、適用基準、調査方法等の見直しを行い、過去において防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項により騒音防止事業を実施したすべての学校について、同レベルでの防音機能復旧事業を採択されたい。

- (2) 横田基地周辺での航空機騒音度調査（航空機騒音コンター）の見直しについては、平成15年の調査結果から騒音区域縮小への見直しがされたが、C V－22オスプレイの正式配備や航空自衛隊航空総隊司令部の移駐などもあり、調査対象機種や飛行経路は調査当時から大きく変化している。このようなことから、現在の状況に即した再調査を実施するとともに、第1種区域等の見直しに関しては、基地周辺住民に多大な影響を及ぼすことから、航空機騒音等の実態に即して適切に対応されたい。

- (3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成23年の法改正により交付対象事業の拡大や基金造成費の新設など一定の充実が図られたところであるが、航空総隊司令部の移駐により航空自衛隊横田基地の運用が開始されたこと、平成30年10月1日にC V－22オスプレイ5機が横田基地に正式配備され、令和3年7月には6機目が配備されたこと、令和6年11月に在日米宇宙軍が新編されたこと、令和7年3月に在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードが開始されたこと、令和8年5月にアメリカ空軍第4偵察飛行隊の横田飛行場への移転が発表されたことは、横田基地の大きな態様の変化である。

また、横田基地へのM V－22オスプレイ、R Q－4グローバル・ホーク、多数の戦闘機、大型航空機等の度重なる飛来等の実態を踏まえ、交付額の増額など、より一層の充実を図られたい。

- (4) 住宅防音工事対象区域については、70W値（L d e n 57 デシベル）まで対象区域の拡大を図ること。合わせて、住宅防音に係る電気料金等の助成について全戸を対象とされたい。また、告示後住宅についても補助対象の更なる拡大を図られたい。

なお、住民から工事の申請があったときは、早期かつ円滑に実施できるように、予算の確保も含め、適切な対応を図られたい。

- (5) 平成30年4月からNHK放送受信事業の見直しが行われたところであるが、令和5年5月15日付けで北関東防衛局から情報提供があった助成対象区域指定の見直しについては、航空機騒音及び市内世帯のテレビ視聴環境の実態に即した適切な

対応を行うとともに、NHK放送受信料免除区域の市内全域への拡大及び受信料の全額免除を図られたい。

- (6) 基地に起因する受信障害が発生した場合は適切な対応を講じられたい。
- (7) 横田基地周辺に所在する防衛省管理行政財産の無償使用については、平成 25 年 8 月の政令改正により使用範囲の拡大（防災施設の追加）がなされ、これにより災害時対応施設である防災食育センター用地の無償使用が許可され、同センターは、平成 29 年 9 月から稼動を開始した。今後も更なる使用範囲の拡大に向けて取り組まれたい。
- (8) 再編交付金については、平成 28 年度をもって交付期間が終了したが、交付期間終了後も航空自衛隊横田基地の運用による市民への影響は続くことから、これに代わる財政措置を講じられたい。

2 令和 9 年度防衛補助事業の要望について

【別紙】要望一覧表の全事業を採択されたい。

3 CV-22 オスプレイに関する事項について

- (1) 現在横田基地には 6 機の CV-22 オスプレイが配備されており、令和元年 7 月に第 21 特殊作戦中隊と第 753 特殊作戦航空機整備中隊が運用を開始した。その後令和 6（2024）年 6 月には第 753 特殊作戦航空機整備中隊は、第 21 特殊作戦航空機整備中隊に名称変更されたが、このことについて国からの情報提供は令和 7（2025）年 9 月と 1 年以上が経過してからであり、迅速な情報提供体制の在り方に課題があると言わざるを得ない。また、令和 6（2024）年頃までに計 10 機の配備となる計画となっている中、令和 3 年 7 月に事前の情報提供がなされずに 6 機目が配備されている。また、令和 7 年 10 月、令和 7 年 6 月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和 5 年 11 月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属の CV-22 オスプレイ 1 機の代わりとして配備されたものであり、残りの 4 機がいつ配備されるのかは現時点では決まっていないが、段階的に計 10 機の CV-22 を横田飛行場に配備する計画に変更はないなどとの説明が米側よりあったと国が公表した。飛来から 4 か月も経過したのちに配備となった事実が公表され、令和 3 年 7 月と同様に、事後的に情報が示されており、こうした対応が繰り返されていることは、周辺住民の国や米軍に対する不信感につながりかねない。今後の配備計画等に関する情報を迅速かつ正確に提供するとともに、米国政府に対しても、迅速かつ十分な情報提供を行うよう働きかけることを強く求める。
- (2) 令和 2 年 6 月には CV-22 オスプレイによる部品遺失事故が発生し、さらに、令和 3 年には 3 件、令和 4 年には 1 件の予防着陸が発生している。飛行中の機体のトラブル発生は、人命にかかわる重大な事故になる可能性があり、米軍に対し徹底的な原因究明と再発防止について要請するよう求めていたところ、令和 5 年 11 月 29 日

に鹿児島県屋久島沖合にて、機体左側のプロップローター・ギアボックスの不具合と操縦士的意思決定を原因とする横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイ１機が墜落する事故が発生した。その後も、令和７年には３件、令和８年には２件の予防着陸が発生している。米軍に対し、引き続き安全対策、再発防止策の徹底と事故防止に万全の措置を講じるよう要請されたい。

- (３) ＣＶ－２２オスプレイについては、米各軍の特殊作戦部隊を輸送することが主たる任務とすることから、これまで横田基地で運用されてきた航空機と大きな違いがみられる。平成３０年９月には当時の小野寺防衛大臣がオスプレイ正式配備に触れ「安全確保はもとより周辺住民の生活への最大限の配慮が大前提」との発言もあることから、こうした訓練等に関して米軍に対し情報提供を求められたい。
- (４) ＣＶ－２２オスプレイの部隊が専用的に使用する施設の整備等の工事が、現在、基地内で進められている。基地内の工事ではあるが、周辺住民の安全確保の観点から工事車両や施設等の情報に関して、引き続き、米軍に対し情報提供を求められたい。

４ 横田基地の運用に伴う安全確保の徹底について

米軍及び自衛隊の航空機の飛行、危険物等の移送管理及び演習に伴う事故防止のため、基地周辺における安全対策を徹底すること。

- (１) 横田基地所属の航空機による部品遺失事故、パラシュート落下事故等が発生している。横田基地の運用に当たっては、安全確保の徹底に努め、周辺住民に不安を与えることのないよう細心の注意を払うこと。
 - ・Ｃ－１３０輸送機、ＣＶ－２２オスプレイ、Ｃ－１２による部品遺失事故
 - ・Ｃ－１３０輸送機の整備中の燃料流出事故
 - ・人員降下訓練における場外降着及びフィン（足ヒレ）やパラシュートなどの落下事故
- (２) 横田基地の常駐機及び飛来機の点検整備をより一層強化し、事故防止に万全な措置を講じるとともに、万一事故が発生した際は、原因究明を行い、再発防止を図るまで同機種飛行運用を再開しないこと。
- (３) 拝島駅から横田基地までの通称引込み線は大量の燃料輸送に使用されているが、その安全対策について付近住民はテロ問題などにより非常に心配しているため、輸送管理の安全について徹底すること。
- (４) 横田基地の燃料貯蔵施設及び給油施設の点検整備を強化し、事故防止に万全な措置を講じること。
- (５) 横田基地の老朽化施設の点検など、火災予防に向けた万全な措置を講じること。

５ 感染症の拡大防止措置及び情報提供について

横田基地内で感染症が発生した際などは、感染拡大防止のため適切かつ万全な予防措置を講じるとともに、国内法を適用し、感染症法に基づく発生届を義務づけるな

ど、感染者の発生状況や具体的な措置状況等を詳細に、かつ、速やかに地元自治体に情報提供するよう引き続き米軍に要請されるとともに、防衛省としても、積極的に情報収集及び情報提供に努められたい。

6 横田基地に関する周辺住民への対応について

- (1) 横田基地においては、これまでも、関東平野空軍施設整理統合計画(KPCP)を始め、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐、CV-22オスプレイの配備等、様々な基地機能の強化が行われている。周辺住民の平穏で安全な生活を守り、地域の価値づくりを推進するため、基地の整理・縮小を含めた必要な措置を講ずること。
- (2) 横田基地の態様の変化に係る具体的な取組に当たっては、航空機騒音など基地周辺住民の生活への影響を増大させないよう、具体的な対策を事前に示すよう図られたい。
- (3) 平成29年、令和元年から令和4年までに続き、令和5年にもRQ-4グローバル・ホークが横田基地に一時展開され、3年以上継続していたことから、常駐化を含む今後の運用について懸念していたところ、令和8年5月、防衛省北関東防衛局から、「グローバル・ホークを運用するアメリカ空軍第4偵察飛行隊をグアムのアンダーセン空軍基地から横田飛行場へ順次移転させる。本年の夏から人員及び装備品の移転を開始する」また、「防衛省としては、我が国を取り巻く安全保障環境と、横田飛行場が置かれている状況を総合的に勘案すれば、今回のような、部隊、装備及び人員等の追加を含む横田飛行場の態様の変化はやむをえないものと認識している」などとの説明を受けた。このような突然の計画発表及び部隊の移転は、地元自治体として受け入れがたいことである。今回のような、市民の生活環境に影響を与える事項や今後の運用に関する情報について、迅速かつ正確に提供されたい。

7 米空母艦載機による着陸訓練の全面中止について

令和8年4月、北関東防衛局から第5空母航空団による艦載機着陸訓練(FCLP)について、硫黄島で実施できない場合は、横田基地等を使用して実施する旨の連絡があった。

米空母艦載機による着陸訓練については、横田基地本来の機能を超えるものであり、米空母艦載機の飛行訓練がひとたび実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域住民の平穏な生活は著しく損なわれるため、今後も横田基地における米空母艦載機着陸訓練は一切実施しないこと。

なお、令和4年5月には、三沢基地所属のF-16戦闘機による離着陸を伴う訓練が横田基地において実施された。空母艦載機着陸訓練と同様、横田基地において戦闘機の離着陸を伴う訓練を、今後、一切実施しないこと。

8 騒音防止対策の推進について

近年、場周経路を逸脱した低空飛行や夜間飛行が目立っている。市民生活に配慮し航空機騒音被害を軽減するため、日米合同委員会の合意事項を遵守するとともに、次の対策を講じることを米軍に要請されたい。

- (1) 平成5年11月18日付け、「横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会合意」を再検討し、飛行訓練の制限時間の拡大を図るよう、日米合同委員会において協議願いたい。
- (2) 夜間22時から翌朝6時までは訓練飛行、エンジンテスト等を行わないよう徹底するとともに、市民からの苦情が多くなる20時から22時まで及び6時から7時までも極力行わないこと。
- (3) 土曜日、日曜日、国民の祝日、盆、年末年始、市の大きなイベント、祭り等が開催される日、入学試験時期等においては、飛行訓練、エンジンテストは行わないこと。
- (4) 全ての航空機は基地周辺上空での飛行に関して、市民が静かな生活を過ごすことができるよう配慮し、土曜日、日曜日は当然のこと平日においても低空飛行訓練を行わないこと。

9 在日米軍の事件・事故に関する的確な情報提供について

日米合同委員会の合意に基づく事件・事故情報以外でも、基地に起因する事故等が発生した場合は速やかに事故等の情報を提供すること。

また、日米両国政府で連携のうえ、米軍関係者が関わる重大事件・事故について、被害者のプライバシー等への配慮も含め、情報提供のあり方を検証し、必要な措置を講じるとともに、情報提供を徹底すること。

10 基地の外における軍人等の法遵守、マナーの向上について

昨今、在日米軍基地所属の軍人等における不祥事が起きている。横田基地に所属する米軍人等においては、飲酒を伴う車両事故が、令和元年5月以降、14件も発生しており、飲酒運転は、人命に関わる重大な事故につながる、非常に危険かつ悪質なものであり、極めて遺憾である。

さらに、米軍関係者による複数の性犯罪事件について、国から地元自治体に情報提供がなされておらず、東京都内で検挙された事件についても情報提供がなかったものがあることが明らかになっている。特に、令和7年4月に沖縄県で発生した横田基地所属の米軍人による不同意性交等事件については、報道で明らかになり、捜査当局による事件処理が終了しているにもかかわらず、地元自治体に情報提供がなく、また、令和6年7月から開始された情報共有体制に係る新たな運用に基づく、国による都への個別の相談もなされず、こうした事態は、周辺住民の不信につながりかねない。

基地の外で行動する際には法の遵守はもちろんのこと、深夜遅く飲酒して騒ぐなど、市民に迷惑をかけることがないよう軍人等に対する指導・教育を徹底するよう引

き続き米軍に要請されたい。

11 自衛隊の運用及び周辺住民への配慮について

米軍再編に伴い移転した航空自衛隊航空総隊司令部をはじめ、現在の基地所在部隊の運用については、適時適切な情報提供に努めるとともに、航空自衛隊の活動等が地元自治体に与える影響を最小限とするよう、特段の配慮をされたい。

12 軍民共同利用について

軍民共同利用の取組に当たっては、情報の提供に努めるとともに地元自治体の意見に十分配慮されたい。

13 在日米軍と住民との交流促進について

在日米軍については、周辺住民に米軍に対する理解を深めてもらうため、交流事業を積極的に行っているが、国においても、引き続き在日米軍と周辺住民との交流を図るための事業を促進すること。

14 地元産業活性化の促進について

基地関係市町村の地元産業を活性化するため、防衛施設における物品等の地元調達を促進するとともに、防衛施設関係の工事及び維持修繕等の地元企業の受注機会を確保すること。

15 泡消火薬剤に関する事項について

令和5年7月4日、平成22年から平成24年の間にかけて基地内で3件のP F O S等を含む泡消火薬剤の漏出があったことが明らかになった。また、令和6年8月にP F O S等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報提供があった。これらの漏出は、基地周辺住民に対し速やかに情報提供がなされなかったことへの不信感とともに、健康への影響などへの不安をもたらしている。

また、令和5年1月に発生したP F O S等を含む水の漏出事案については、情報提供がないまま公表や報道がなされたことや、事案発生から2年以上、かつ、公表後1か月以上経過してから情報提供されたことは大変遺憾である。

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。

以上のことから、このような状況を十分認識し、次のとおり対応するよう要請する。

- (1) 本件以外に、P F O S等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか国の責任において米軍に確認するとともに、その結果を情報提供すること。
- (2) 過去の事案を含め、国の責任において、横田基地内で発生したP F O S等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

- (3) 環境に影響を及ぼす事故を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うことを米軍に要請すること。
- (4) 基地内の環境に関する情報や環境対策への対応状況など、基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うとともに、地元自治体から国に照会を行った事項については国の責任において米軍から情報を収集し、速やかに回答を行うこと。

令和９年度 防衛補助事業概算要望一覧表

(単位：千円)

適用	No.	事業名	事業概要	事業費	補助率	補助額	区分
第３条	①	雨水管渠更生事業（中央幹線排水路） ※令和９年度国庫債務負担（令和９～10年度）	工事（中央３号幹線）216m	398,083	9/10	358,274	継続
第８条	②	白梅会館改良事業 ※令和９年度国庫債務負担（令和９～10年度）	工事 バリアフリー化	285,699	7.5/10	214,274	継続
	③	市民会館（コミュニティ供用施設）改良事業 ※令和９年度国庫債務負担（令和９～10年度）	設計委託 空調改修等	57,433	7.5/10	43,074	新規
	④	市民会館（特別集会施設）改良事業 ※令和９年度国庫債務負担（令和９～10年度）	設計委託 空調改修等	59,462	7.5/10	44,596	新規
	⑤	福生駅周辺拠点整備事業	設計委託	49,125	7.5/10	36,843	継続
合 計				849,802		697,061	

※国庫債務負担行為に係る事業の事業費・補助額は、全体額を記載